

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始について

こども誰でも 通園制度

1 制度概要

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

こども誰でも通園制度は、保護者の就労状況の有無や理由にかかわらず、満3歳未満までのこどもを保育施設等に預けることができる新たな制度であり、令和8年度から本格実施となる給付制度です。

(2) 一時預かり事業との違いについて

一時預かり事業は、保護者の都合等で一時的に保育を行うことが困難な状況である場合に利用できる「親主体」の事業であるのに対し、こども誰でも通園制度は、様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援する「こども主体」の制度となっています。

(3) 事業の利用について

区分	内容
利用対象者	0歳6か月から満3歳未満までの保育所等に通園していないこども
利用可能時間	こども一人当たり月10時間まで
利用認定	保護者が市に申請し、認定手続きを行う
利用予約	こども誰でも通園制度システムを利用して予約

(4) 事業の実施について

区分	内容
対象施設	社会福祉法人、学校法人又は「和光市乳児等通園支援事業の認可等及び特定乳児等通園支援事業の確認等要綱」の基準に該当するもの。
認可・確認	児童福祉法および子ども・子育て支援法に基づく認可と確認が必要
遵守すべき基準	<p>「和光市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」</p> <p><input type="checkbox"/>施設の基準</p> <p>【0、1歳児】乳児室 1. 65㎡/人 ほふく室 3. 3㎡/人</p> <p>【2歳児】保育室又は遊戯室 1. 98㎡/人</p> <p><input type="checkbox"/>人員配置基準</p>

	【0、1歳児】 3：1 【2歳児】 6：1 ・保育従事者（保育士、子育て支援員、家庭的保育者） ・原則、2名以上配置（うち保育士1/2）
--	---

3 認可・確認申請施設

施設名	種別	所在地	対象年齢	実施日	実施時間	利用料 ※1	実施区分※2	事業開始
和光なかよし こども園	幼保連携型 認定こども 園	広沢 1 - 5 - 5 3	10 か月 から 2 歳	月～金	9 時～ 11 時半	300 円	一般型 (専用 室)	令和 8 年 9 月 ～
第 2 ひだまり の保育園	小規模保育 事業所	丸山台 2 - 1 2 - 1 3	1～2 歳	土	9 時～ 11 時	300 円	一般型 (専用 室)	令和 8 年 6 月 ～

※1 利用料 1時間当たり

※2 実施区分

- ・一般型（専用室）…施設の定員と関係なく、専用の保育室（在園児と別室）で保育を実施。
- ・一般型（在園児合同）…施設の定員と関係なく、（保育室の広さに余裕があるので）在園児と合同で保育を実施。
- ・余裕活用型（在園児合同）…施設の定員に達していない場合に、定員の範囲で受け入れ、在園児と合同で保育を実施。

5 今後について

再度、事業内容について周知・募集を行い、実施事業者を募っていく予定です。